

佐賀大学医学部患者サービス課栄養管理室組織内規

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この内規は、国立大学法人佐賀大学事務組織規程（平成16年4月1日制定）第34条の規定に基づき、佐賀大学医学部患者サービス課栄養管理室（以下「栄養管理室」という。）の組織について定めるものとする。

(職員)

第2条 栄養管理室に次の職員を置く。

- (1) 室長
- (2) 主任栄養士
- (3) 栄養士
- (4) 調理師長
- (5) 主任調理師
- (6) 調理師

2 室長及び主任栄養士は、管理栄養士の資格を有する栄養士をもって充てる。

3 調理師長及び主任調理師は、調理師をもって充てる。

(職務)

第3条 室長は、上司の命を受け、栄養管理室の業務を処理する。

2 主任栄養士は、室長を補佐し、栄養管理業務を行う。

3 調理師長及び主任調理師は、室長を補佐し、調理及び配膳業務を行う。

4 栄養士及び調理師は、上司の命を受け、栄養管理室の業務を行う。

(雑則)

第4条 この内規に定めるもののほか、栄養管理室の組織に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。